

調達調整品目リスト

日米行政協定第 1 2 条第 2 項（注：日米地位協定第 1 2 条第 2 項）に基づき、当該品目の調達が日本国の経済に不利な影響を与えることを防止するため、在日米軍が日本政府との調整の上で調達すべき品目を、毎年日米合同委員会において取り決めるが、昭和 3 4 年度（1 9 5 9 年度）分調達調整品目については次のように合意されている。

第 1 部 事前調整を必要とする品目

次の諸品目は、輸出貿易管理令付表に記載の制限品目に該当し、国内需要、輸出及び特別調達の間で特別の調整を要する。量のいかんにかかわらず、輸出及び国内消費のため、これらの品目の一部又はすべてを調達するためには、調整のため日本政府との事前協議を必要とする。

- 1 電気鍋
- 2 アルミニウム地金
- 3 ニッケル地金

第 2 部 事前通告を必要とする品目

ビスケットを除き、食糧管理法の適用を受ける次の主要食糧を米軍が調達する場合には、通商産業省に対し、直接事前通告がなされるものとする。関係業者は、関連法規に従い、日本政府に対し必要な手続をとる。

- 1 米
- 2 大麦
- 3 裸麦
- 4 小麦
- 5 小麦粉

第 3 部 認可制度の適用を受ける業務

通運、道路運送及び港湾運送等の業務はそれぞれ通運事業法、道路運送法及び港湾運送事業法に基づく認可を得て実施することを要求される。したがって、この種の業務を含む契約は、前記法律に基づき認可を受けた者とのみ締結される。